○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県豊田市大多賀町下平五の一八、余平町地見平四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百二十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
海老名市門沢橋一二五三番から同市門沢橋一三一三番一まで	前	最小 一六七	四四
	後	最大 二六四	
		最小 一六七	
厚木市酒井字山傳一九七五番三から同市戸田字上ノ町三四二番一まで	前	最大 三九	二四七
		最小 七八	
	後	最大 三九	
		最小 七八	
伊勢原市上粕屋字雷二七四四番六から同市上粕屋字黒岩二七四六番一まで	前	最大 二五二	二八
		最小 二九七	
	後	最大 二五二	
		最小 二九七	

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月七日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　愛知県春日井市内津町字北山三八一・四二八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字北山四二八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び春日井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第六百二十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
浜松市浜北区尾野字西ノ谷池上二八五一番一六	前	最小 六七	一六
	後	最大 六八	
		最小 五五	

○国土交通省告示第六百二十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年五月七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道名古屋神戸線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
高槻市大字成合五二一番六から同市大字成合四七六番一まで	前	最小 七〇	三四九
	後	最大 二九七	
		最小 五八	

○国土交通省告示第六百二十八号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十三年国土交通省告示第八百五十三号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十七年五月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

1の表中、「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」を「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」に、「及び耐震対策緊急促進事業（耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）」を「、耐震対策緊急促進事業（耐震対策緊急促進事業に係る事務事業を除く。）及び密集市街地総合防災事業（密集市街地総合防災事業として行うスマートウェルネス住宅等推進事業及び住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業を除く。）」に、「又は政令指定都市が施行するもの」を「若しくは政令指定都市が施行するもの又は特定地域都市浸水被害対策事業」に改める。

2の表中、

地球温暖化防止等対策費	先導的都市環境形成促進事業費補助金
	モデル事業支援のうちエネルギー分野については、次の各号に掲げるものを除く。 一　調査・評価等事業 二　事務事業

を削り、「防衛施設安定運用関連諸費」を「防衛力基盤整備費」に、